

○ 介護保険料所得段階 ○

昭島市介護保険料（令和6～8年度）

所得段階	所得段階判定基準			保険料年額（円）
1段階	本人が住民税非課税 世帯全員が非課税	・生活保護受給・中国残留邦人等の支援受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が80万円以下		21,067
2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が120万円以下		29,568
3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が120万円超		48,048
4段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が80万円以下		62,832
5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計※1が80万円超		73,920
6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得額※2が120万円未満		85,008
7段階		本人の前年の合計所得額※2が120万円以上135万円未満		88,704
8段階		本人の前年の合計所得額※2が135万円以上210万円未満		94,618
9段階		本人の前年の合計所得額※2が210万円以上320万円未満		110,880
10段階		本人の前年の合計所得額※2が320万円以上420万円未満		125,664
11段階		本人の前年の合計所得額※2が420万円以上520万円未満		140,448
12段階		本人の前年の合計所得額※2が520万円620万円未満		147,840
13段階		本人の前年の合計所得額※2が620万円以上720万円未満		170,016
14段階		本人の前年の合計所得額※2が720万円以上800万円未満		173,712
15段階		本人の前年の合計所得額※2が800万円以上1,000万円未満		195,888
16段階		本人の前年の合計所得額※2が1,000万円以上1,500万円未満		214,368
17段階		本人の前年の合計所得額※2が1,500万円以上		221,760

世帯：4月1日（賦課基準日）現在の世帯状況

- ※1 課税年金収入額と合計所得：土地建物の長期譲渡及び短期譲渡に係る特別控除がある場合、特別控除額を除いた金額を用います。給与所得が含まれている場合、給与所得金額から10万円を控除した額（零を下回る場合には零）を用います。
 また、課税年金収入額とは、課税対象とならない遺族・障害年金などを除く課税対象となる年金のことです。
- ※2 合計所得：土地建物の長期譲渡及び短期譲渡に係る特別控除がある場合、特別控除額を除いた金額を用います。